

○白井市附属機関条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第3条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長を置かない附属機関にあっては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（委員の委嘱等）

第4条 委員は、市長（教育委員会の所管に属する附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。）が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

（専門委員等）

第5条 前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員（以下「専門委員等」という。）を置くことができる。

2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

（会議）

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取）

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（白井市情報公開・個人情報保護審査会の特例）

第8条 白井市情報公開・個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（白井市情報公開条例（平成11年条例第2号）第2条第1号に規定する実施機関及び白井市個人情報保護条例（平成13年条例第15号）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、審査請求のあった処分に係る情報（白井市情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。）又は自己情報（白井市個人情報保護条例第13条第1項に規定する自己の個人情報をいう。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、提示された情報の公開又

は自己情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあった場合には、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、審査請求に係る事件に関し、必要な調査をすることができる。
- 4 審査会の委員及び当該審査会の専門委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(一部改正〔平成28年条例5号〕)

(白井市交通安全対策会議の特例)

第9条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市交通安全対策会議の会長は、市長をもって充てる。

(白井市都市計画審議会の特例)

第10条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市都市計画審議会の会長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

(白井市情報公開・個人情報保護審査会委員等の罰則)

第12条 第8条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

別表（第2条関係）

(一部改正〔平成25年条例13号・24号・33号・26年3号・13号・27年4号・7号・22号・25号・28年5号・6号・28号・29年20号・30年2号・29号・令和2年3号・20号・3年1号・16号・4年1号〕)

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市まち・ひと・しごと創生審議会	(1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づく白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する事項について調査審議すること。 (2) 白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進状況について、市長に意見を述べること。 (3) 白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項について、必要に応じ、市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 金融機関の代表者 (4) 市民	10人以内	3年